

第 21 号議案

豊後大野市体育施設条例の一部改正について

豊後大野市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

三重全天候型運動場の充実を図るため、投球練習場を設置したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市体育施設条例の一部を改正する条例

豊後大野市体育施設条例（平成 17 年豊後大野市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 三重全天候型運動場の項に次のように加える。

投球練習場
-------

別表第 3(1) の表三重全天候型運動場の項中

多目的運動場照明施設	1 時間	1 面	1,100 円	2,200 円
------------	------	-----	---------	---------

を

多目的運動場照明施設	1 時間	1 面	1,100 円	2,200 円
投球練習場	1 時間		220 円	660 円

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第 5 条に規定する利用の許可に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。